

CCO112

昭和二十四年
七月
参議院

めるべきかという点について、
尚適用の実績その他を十分調査いたし
ました上で案を立てたいと思ひまし
て、まだ成案を得ていない次第でござ
います。只今お話を資料の点でござい
ますが、これも全般的なものはまだ資
料ができておりませんが、部分的なも
ので御提出できるものを取調べまし
て、後日提出したいと存じます。

○松村眞一郎君 私要求します資料
というのは、この被害区域とかいつ
たような問題でないことは、もう只今
御承知の通りであります。それによつ
てどのくらい実際問題が処理されたか
という点の資料の、少くとも過去の分
は、この法案を提出される場合にはお
出し願ひの順序ではないかと私は思
うのであります。なぜかと申しますと、
ここにあります資料は、すべての
の風水害の場合の被害のことばかりこ
こに出てくるのであります。法律の適
用の効果についての資料は提出されて
おらないのであります。我々の要求す
るところは、その法律がどのくらい役
に立つたかということが知りたいので
あります。余り適用もなかつたとすれ
ば、それも将来の立法の考慮に非
常に關係があると思ひます。そういう
資料が実は見たいのであります。

○政府委員(村上朝一君) 取調べまし
て後日提出いたします。
○委員(伊藤修君) この法案につい
ては御質疑他にありませんでしよ
うか。……それで次に進んで御質疑
ございませんか。
○委員(伊藤修君) それでは訴訟費
用等臨時措置法の一部を改正する法律
案、これを説明して頂きます。

○政府委員(村上朝一君) 執行吏は、
現在の執行吏であります。執行吏は
執行吏規則によりまして恩給を受ける
ことになつてゐるのであります。こ
の恩給の基準となりますが、手数料
収入の不足の場合には國庫から補助し
得る、補助を受ける限度であります
ところの年額六百円というところに現在
までなつてゐるのであります。昨年恩
給法臨時特例が出まして、一般公務員
の恩給に關しましては増額になりました
のですが、執行吏につきましては、
執行吏規則の規定が年額六百円を基準
とするということになつておりますた
めに、臨時特例による増額の恩給に浴
せず、現在も六百円のままになつて
おりますので、これを改正いたしまし
て、執行吏の手数料収入の不足額を補
助する基準でありますところの、現在
四万一千円でありまして、四万一千円を
恩給の基準にするように一般公務員並
みに改めようというのがこの法案の趣
旨でございます。尚昨年七月以降一般
公務員に關して恩給法臨時特例が適用
されておるのであります。それまで
の分につきましては執行吏につきまし
ても、一般公務員の例と同様の経過規
定を設けたのであります。

○松井通夫君 この法律案の條文に即
して逐條にもう一遍御説明願ひたい
と思ひます。
○政府委員(村上朝一君) 訴訟費用等
臨時措置法に第六條を加えるわけであ
ります。現行訴訟費用等臨時措置法の
第五條に「執行吏一年間ニ収入シタル
手数料ガ政令ノ定ムル額ニ滿タザルト
キハ國庫ヨリ其ノ不足額ヲ支給ス」と
なつておりました。その不足額を支給
する基準になります額、これは勅令、

その後政令によりまして逐次増額され
ておるのであります。ところが一方恩
給につきましては執行吏規則の二十一
條に「執行吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給
ヲ受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタ
ル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス」と
いうのであります。その第十九條に
「執行吏一年間ニ収入セシ手数料六百
円ニ充タザルトキハ國庫ヨリ其不足額
ヲ支給ス」となつておつてこの恩給
の關係では年額六百円というところ
にまで来ております。それで恩給につ
きましてはこの訴訟費用等臨時措置法
第五條に基く政令によつて認められて
おります基準額、つまり収入不足の場
合に國庫から補助金が出る基準額を恩
給の基準にするということに改めたい
というのが第六條の規定であります。
附則の第一項であります。これは昨
年七月二日から適用するといつたしま
したのは、一般公務員に關して恩給法
臨時特例が出まして、恩給が増額され
ましたのが、昨年の七月一日でありま
す。それと歩調を合せたわけであり
ます。それから第二項に六月三十日
以前に給与事由の生じた恩給の九月分
までの年額の計算については従前の例
による。それからこれは、「従前の例に
よる」とありますのは、これは年額六
百円で計算するといふ趣旨であります。
それから第三項、「昭和二十三年
十月分以降、その年額を一万五千八百
四十円を俸給年額とみなして算出した
年額に改定する。」これは恩給法臨時
特例における一般公務員と歩調を合せ
たのであります。恩給法臨時特例の
別表によりまして、普通恩給年額計算
の基礎となつた俸給年額六百円の場合
に、仮定俸給年額が一万五千八百四十

円に増額されておりますが、同じ率の
増額を経過的に認めるという趣旨であ
ります。第四項に、「前項の規定によ
つて恩給年額を改定する場合において
は、裁定額は、受給者の請求を待たず
に、これを行ふ。」これも一般公務員
に關する恩給法の臨時特例そのまゝを
踏襲したのであります。計算上明白
でありますから、特に受給者の請求を
待たないということにいたしましたので
あります。

○委員(伊藤修君) 何かお尋ねにな
ることはありませんか。……別にござ
いませなければ進行之いたしますが、よ
ろしうございませうか。
○委員(伊藤修君) それでは会社等
臨時措置法等を廃止する政令の一部を
改正する法律案について、逐條的に政
府委員から御説明をお願いいたしま
す。
○政府委員(村上朝一君) 会社等臨時
措置法は、戦時中の窮迫した経済事情
その他の一般の事情に應ずるために、
会社その他の法人に關して、商法その
他の一般法と異なる特例を設けた法律
であります。昨年十一月六日連合國最
高司令官の覺書によりましてこれを廢
止することになつたのであります。が、
戦時下の窮迫した状況は尙全く解消す
るに至つておりませんので、俄かにこ
れを廢止して商法の原則に戻ること
になります。経済界に相当大きな打撃
を與へることになりますので、昨年十
二月三十一日会社等臨時措置法を廢止
する政令が出された際に、その附則の
中で、特に効力を存続せしめる必要の
ある規定を本年四月の三十日まで効力
を存続せしめることにいたしましたの

であります。ところがその廢止政令が
出された当時存在いたしました社会事
情というものは、現在に至つても尙解
消いたしていません、完全に解消す
るに至つておりません上に、経済界に
おきましては、むしろこれは、少くも
一部の規定は恒久的な法律として商
法等に取入れて貰ひたいという希望が
非常に強くなつておりますので、一方
商法会社法につきましては、外資導入
等に關連しまして相当大規模な改正の
必要が早晩あると思ひますので、い
ま一度この有効期間を延長したい
と思ひまして、一応の見通しを、本年
十二月三十一日まで、これに代る対
策を立てるといふ見通しで、「四月三
十日」とありますのを「十二月三十一
日」と改めることにいたしましたのであ
ります。

○松村眞一郎君 この「ボツダム」
宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル
件」に基いて法律を廢止したという例
は、まだ沢山あります。

○政府委員(村上朝一君) ボツダム宣
言受諾による命令に關する件に基いて
廢せられた政令を、法律で改正す
ることができるといふ点につ
いて、曾ていろいろ議論もありまし
たのであります。が、直接いわけ。ボ
ツダム政令の改正だけを目的とした法
律は從來出ておりませんけれども、他
の法律と合せてボツダム政令を整理す
る意味の改正をした先例は幾つかござ
います。例えば衣料配給公團令、持株
会社整理委員会令等につきまして、す
でに法律で改正をいたしました先例がござ
います。

○松井通夫君 「会社等臨時措置法等
を廢止する政令の一部を改正する法律
案、これを説明して頂きます。

用等臨時措置法の一部を改正する法律案、これを説明して頂きます。

なつておりまして、その不足額を支給する基準になります額、これは勅令、

の基礎となつた貸付年額六百円の場合に、仮定貸付年額が一萬五千八百四十

ある規定を本年四月の三十日まで効力を存続せよとすることにいたしましたの

○松井道夫君 「会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律

案」の各條文につきまして、更にそれを十二月まで延期する必要がある、つまり現在廃止しては困るといつた理由を具体的に御説明を願います。

○政府委員(村上前一君) それではこの法律案におきまして、更に効力を延長いたそうといたしておりますが、臨時措置法の各條の條文につきまして、簡単にその理由を御説明いたします。

先ず会社等臨時措置法の第二條であります。これは商法の原則によりまして、株式会社のなす公告は、官報又は時事に關する日刊新聞紙に掲載しなければならぬといふことになつております。例えば店頭公告のような簡単な公告方法は許されていないのであります。官報及び新聞紙の紙面の不足、会社の経費負担の軽減等の理由によりまして、この特例が設けられておるわけでありまして、只今申しましたような状況は今尚存続いたしております。この紙面不足の状況から申しますと、新聞紙は御承知の通りであります。官報におきましては、今公告の申込をしましてから掲載まで十ヶ月乃至十ヶ月半掛かるような状態でありまして、公告の費用なども、仮に新聞公告を二十行いたすといつたしますと、一萬四千円くらいになります。一萬四千円くらいは、公告料が一度に掛るのであります。少くとも資本金の小さい二十万円以下の会社につきましては、この特例を存置するのが適當ではないかと考えられるのであります。尙資本金二十万円以下の会社であります。これは、最近の統計は持つておりませんが、昨年度の統計によりますと約株式会社總数の八四〇〇〇が二十万

円以下の会社になつておるのであります。

次に会社等臨時措置法第三條の規定であります。これは株主の数が千人を超える株式会社に於いては株主總會の招集方法を簡單にいたしまして、且つ商法の要求しております總會の定足数を緩和する規定なのであります。この規定もその根拠となつたのは戦時中における交通通信の不便といふことが主たる理由であつたのであります。が、この交通通信の不便といふことにつきまして最近大いに改善されまして、戦時中或いは終戦直後とは比較にならないのであります。けれども、他面におきまして通信費、交通費が非常に増大してあります。それから株主の証券民主化の傾向によりまして株主の数が相當増大してあります。これを効力をなくしまして商法の原則に據ることになります。總會招集のため会社の経費が非常に嵩むといふ点が一つあるのであります。又一方証券民主化の傾向によりまして、株主が少数で持つていたといふような状態が漸次解消されて、少數の株主が多數になつたといふ例が非常に多くなつて参りましたので、商法の三百四十三條で要求しております總株主数の半数以上の出席がなければならぬといふような定足数を要求いたしましては、現在の状況において甚だ無理なのであります。これは暫くこのまま効力を残しておきまして、將來商法改正の際に恒久的な制度として一つ検討するお考えがあるのではないかと申す。次に会社等臨時措置法の第三條の二であります。これは戦災その他の災害によりま

して、株主名簿をなくしてしまつた会社が相當ありまして、まだ株主の全部又は一部の氏名住所を確かめることができない状態にある会社があるのであります。この場合に總會招集の通知を省略して、公告によることができるといふのが臨時措置法の規定であります。これを廃止しますと、戦災によつて株主名簿を喪失したまま、また再製のできていない会社にとりましては、總會招集の上に非常な不都合を來たします。これも経済界から特に要請がありまして、當分効力を存続させ、將來これに類した規定を商法中に取込むかどうかについては更に検討をいたしたいと考へておるのであります。

第五條は日本勸業銀行、日本興業銀行その他債券発行の形で社債を集團的に多數発行してあります。社債につきましても、發行の回数から申しまして、一般の会社の社債とは比較にならない程多いのであります。これを商法の原則によりまして、本店及び支店の各登記所において、その都度商法の要求するようになすすべての事項を、而も總取締役の申請によつてするといふことは、会社に対しては甚だしく負担を掛けます。そののみならず、一面登記所における事務能力にも可なり負担となるのであります。これも商法中の社債に關する登記事項はやや詳細に過ぎるのではないかと申す。この規定については、當分このまま効力を残して置いて、商法改正の際に検討してはどうかというふうな考へておるわけでありまして、それから第八條の規定は、これも第五條と同じ趣旨で、会社以外の法人の發行する當面その他の特殊法人の發行する債券について同じ理由で効力を存続せよといふ趣旨であります。尙令の附則第二條の中の「昭和二十四年四月三十日」とありますのを、「昭和二十四年十二月三十一日」と改める理由であります。尙附則第五條の中にも四月三十日といふ日が入つております。これは社債に關する特例が廃止された場合の経過的規定でありまして、附則第二條の方の有効期間が延びればおのずから第五條の日もそれに併せて改める必要がありまして、附則第五條も併せて「四月三十日」を「十二月三十一日」と改めることにいたしましたのであります。

○松井道夫君 この三條の條に、第一項で公告で總會を開く旨及び會議の目的を公告する、といふ方法で多くの株主に徹底せしめることは非常に困難ではないかと存するものであります。が、戦争のような事態があれば勿論であります。現在は事態が大分安んじております。これはまあ少數の株主乃至は反幹部といふか、幹部に対して面白くない株主といふたようなものが、これを見送したために不測の、意外の結果を見るというやうなことも想像できないことではないと存するのであります。而もこれによれば三週間前に一回公告すればよろしいかのごとく見えるのであります。この規定についていろいろ非難の聲などは官廳方面に聞えておらんのかどうか。その点伺いたいのであります。

○政府委員(村上前一君) 株主總會の招集の通知を公告によるということ、これは、株主の立場から申しますと、招集の時日を知らせるのに不徹底であるといふ欠陥があることは、今御指摘の通りであります。各關係官廳その他の方面の意向を徴しました場合にも、少數株主の保護の立場から考へてはどうかといふやうな意見もあつたように記憶しております。ただ總會招集通知をやることにつきまして郵便で一人一人に通知することは非常に費用がかかるということで、この廃止には大きな会社の方面からは非常に強い反対と申します。これも商法の会社編の大規模な改正の際には検討いたしまして、このまま存置すべきか、改むべきかといふ点を十分研究いたしたいと考へております。

○松井道夫君 ちよつと見当外れかも知れませんが、こういふことに決まつておるのですから、言つても仕方ないかも知れませんが、千人以上の会社が多數だからといつて特權を與えておるのです。それは、九百九十九人の会社の点から見れば余計かかるといふことになつておるのであります。こういうものが實際必要であるならば、株主の員数によつてそれを決めるということの意味をなさんと考へますが、どうですか。

○政府委員(村上前一君) 極めて株主の少い数の場合のことを考へますと、公告といふことは、費用の節約にもならないのみならず、株主に知らせるという意味から申して、甚だ不適当なことになりますので、極めて少い株式会社に於いては、こゝうの特例を認めない方がよいわけでありまして、それではどこに境界を置くかといふことになりまして、甚だむづかしい問

ら、株主数の多い会社といたしましては、いずれもこの規定の存続を希望し
た供託と異なる供託をする虞れがあ
り、且つその者の供託が犯罪の証明に
くことにならうと思ひます。これまで
の取扱としては、特別の技倆とか或い
は、証人などとして裁判所、又は裁判
官（受命裁判官又は受託裁判官）が現

に取調べたことを申します。従いまし
て、檢察官又は被告人、若しくは弁護
人の求めによりまして、在廷証人たる
べくおき、出頭していた者でありま
しても、裁判所から証人等としてその
日に採用されまして、尋問されなけれ
ば、本改正規定の適用を受けないので
あります。これに反しまして、裁判所
の召喚した証人は、出頭すれば、仮に
当日尋問を受けなくても旅費等の支給
を受けることができ、それが訴訟費用
の一部になるのであります。

本條の改正條文の上からは、在廷証
人の他、いわば在廷鑑定人でありま
す。在廷鑑定人、在廷鑑定人という
者が考えられるのでありますが、これ
らは、実務上は殆んど用いられるこ
とはないかと存じます。やはり問題
の重點は在廷証人にあるのでありま
す。

現在この在廷証人の制度は、相當広
く実施に行われておりました。前橋、
甲府、富山あたりでは裁判所、檢察
廳、弁護士会がこの点につきまして、
打合のようでありました。そうして、
大阪、京都あたりでは、裁判所の費用
から何とかして支出して、実際に支拂
つておるようであります。將來この在
廷証人をどの程度活用して参るかに
いふことは、尙いよく研究すべき点も
ありますけれども、この法案に對しま
しては、裁判所側でも適當としてお
りまして、弁護士の側でも、各種の情
況から見るとは、格別反對があるとい
ふふうには考えられませんが、在廷証
人を利用する對等の機会がこれによつ
て與えられることになるのでありま
す。

それから予算につきましては、これ
によつて特に増額ということはない
のであります。と申しますのは、在廷証
人でありまして、それは審理上必要
なものが採用される等でありまして、
格別これによつて費用の負担を増す
といふことは、考えないでいいといふ
うに思つておるのであります。

それから第二條と第三條の改正につ
いてであります。第一條の改正に伴
つて改正でありまして、別段説明すべ
きこともないかと思ひます。以上を以
ちまして簡單であります。送條の御説
明を終ります。

○委員長（伊藤修善） 別に御質疑もな
ければ、進行いたしすことに御異議
ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（伊藤修善） では次に司法警
察官等指定應急措置法等の一部を改
正する法律案、これにつきまして政府
委員の逐條の御説明をお願いいたしま
す。
○政府委員（高橋一朗君） 司法警察
官等指定應急措置法等の一部を改正す
る法律案の逐條の御説明を申し上げます。

職員として職務を行なつております鉄
道職員は、すべて日本國有鉄道の職員
となることとなつておるのであります
が、これらの司法警察職員は、現在約
八千八百名ばかりありまして、過去に
おけるその実績から見ますれば、これ
の者を以て引続き司法警察権を行使
せしめることは、運輸交通に関する治
安維持上極めて必要であると考えられ
るのであります。これらの者は、日本
國有鉄道の職員となると共に、官吏た
る身分を失ひまして、國家公務員法の
適用を受けないこととなるのでありま
す。日本國有鉄道は、一般の商會
社等と異なしまして、公共企業体とし
て、公的性質が強い公法人でありまし
て、その職員の行方業務も従前のそれ
と殆んど異なるところがなく、これら
の者はすべて法令により公務に従事す
る者とみなされておりました。従つて
刑法の公務執行妨害罪及び置職罪の規
定の適用を受けるものでありまして、單
なる商會会社の職員とは、著しくその
趣を異にしておるのであります。従い
まして、これらの者を以て、司法警察
権を行使せしめることは、必ずしも不
相當ではなく、而も現在國有鉄道の職
員たる司法警察職員の執行している職
務は、鉄道の業務と密接な關係があり
まして、これと表裏一体をなして、初
めてその実効を上げることができると
あります。

そこで本案におきましては、日本國
有鉄道の職員を司法警察職員として、
指定することとしたのであります。が、
尙公法人の職員たるその性質に鑑みま
して、その指定について、國の意思を
反映せしめる方法を講ずることを適當
と認めまして、敝事正と協議をして、

司法警察職員を指名する、指名権者を
運輸大臣が選定することとしたので
あります。その際、行政権は内
閣に属し、その行使については、内閣
が國會に對して、連帶して責任を負う
といふことは、憲法の明らか規定す
るところでありまして、行政府の一機
たる司法警察権も亦その例に漏れない
ことは、勿論明らかなのであります。

従いまして、公法人たる日本國有鉄道
の役員又は職員たる司法警察職員につ
いては、運輸省設置法中に、これらの
者が司法警察職員として行方職務につ
きましては、運輸大臣が、これを監督
する旨の規定を設けて、これらの
者の司法警察権の行使については、運
輸大臣がこれを監督するものとし、そ
の反面、運輸大臣を通じて、内閣が國
會に對して、その責任を負ふこととい
ふしたのであります。

尙司法警察職員として指定される者
の資格につきましては、本案の規定
は、大正十二年勅令第五百二十八号の
規定するところと、やや趣を異にする
ところがありますけれども、これは主
として日本國有鉄道の内部組織がまだ
確定いたしておりましたため、勅令の
規定するところより表面上はやや広く
なつておること、従前その資格を認
められておりましたところの自動車車
区の長及び助役並びに車掌区及び自動車
区の支區長は、實際の経過を見ますと
いふと、事實上これを司法警察職員と
して指定する必要があることが明らか
になりましたためにこれを削除したので
あります。この点については、指名
の際協議を受ける檢察正をして適當な
る者を選定することに努力せしめるこ
ととし、その運用上過ちなきを期す

るつもりであります。要するにこの点
は今までの態勢をそのまま持ち続ける
といふふうには我々は考え、又案もその
つもりで作つたのでありまして、權限
或いは範圍等につきまして、これを擴
げるといふような意思は毛頭ありませ
ん。

次は第二條關係であります。海上
保安官は、海上保安廳法第三十一條の
規定によりまして、司法警察職員とし
て職務を行方者であります。同條に
おきましては、二級の運輸事務官又は
運輸技官を以て充てられた海上保安官
は、司法警察職員として、それから三級
の運輸事務官又は運輸技官を以て充て
られた海上保安官は、司法警察としま
して職務を行方者として指定せられて
おりますために、職務上少からん不便
を生じておるものであります。即ち現在
海上保安官の總数は約千七百名であり
ますが、そのうち二級官を以て充てら
れた者の数は非常に少いのでありまし
て、總数の一割強に過ぎませんところの
百七十六名にしか過ぎないのでありま
す。而もその中には、本廳職員、警察
關係、水路關係等の職員が含まれてお
りますので、實際上司法警察職員とし
て職務することが出来る者の数は更に
少いのであります。今これを國家地
方警察の警察官と比較して見ますとい
ふと、警察官においては、司法警察員
として職務を行方者は、總数の三割九
分に達しております。これと比べまし
ても、海上保安官につきまして、如何
に司法警察員の数が不足であるかとい
うことがお分りになると思ふのであり
ます。このようないふ実情によりまして、
海上保安官が捜査を行方場合におい
て、事件の處理上支障を生ずる場合が

五

第五節 法務委員會會議第八号
昭和二十四年四月二十七日（參議院）

少くないのでありまして、場合によつては、みづから事件を完結して檢察官に送致することができないで、捜査の途中において警察官にこれを引き継がざるを得ないというようなこともあるのであります。

そこで本案におきましては、司法警察官と司法巡査の区別を二級、三級の区別によつて機械的な方法を廃止いたしまして、これを海上保安廳長官の定めるところによるものとしたのであります。而して海上保安官は、日本國有鉄道職員と異なりまして、元來警察官に比すべきものでありまして、警察官が陸上において行つた職務に準ずるものを、海上において行ふことをその職務とするものでありまして、すべてこのような職務に従事すべき適任者を選定しておるのであります。でありますから司法警察官と司法巡査の区別について、特にその資格を区別することなく、海上保安官の定めるところに一任しても格別の支障はないと思われ、このようにすること

が、むしろ司法警察官としての海上保安官の活動が機動性を持ち、その職務の遂行を完行することができるものであると考えるものであります。

以上本案は、特殊司法警察職員に關しまして、応急的措置を講ずる必要のある二つの点を取上げてこれを規定したものであります。これらの者が司法警察職員として十分にその機能を果たすためには必要としないといふふうに考へておるのであります。以上を以て簡潔であります。逐條の説明を終ります。

○委員長(伊藤修吉) 本案に対する御質疑はありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御署名漏れはございませんか。本日はこれを以て散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後四時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員 伊藤 修吉

理事 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君
委員 遠山 丙市君
深川タマエ君
松井 道夫君
松村眞一郎君
政府委員 法務廳事務官 高橋 一郎君
(檢務局長) 村上 朝一君
(民事局長)

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御異議ないと思へます。以上五件に対するところの討論はこれを省略して、直ちに採決することと御異議ありませんでか。

○委員(伊藤修吉) 御署名漏れはございませんか。本日はこれを以て散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後四時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員 伊藤 修吉

理事 鬼丸 義齋君
岡部 常君
宮城タマヨ君
委員 遠山 丙市君
深川タマエ君
松井 道夫君
松村眞一郎君
政府委員 法務廳事務官 高橋 一郎君
(檢務局長) 村上 朝一君
(民事局長)

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、人権擁護委員法案

一、犯罪者予防更生法案

一、犯罪者予防更生法施行法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

一、人権擁護委員法案

本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域)

第三條 人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に置くものとする。

(委員の定数)

第四條 人権擁護委員の定数は、全國を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務總裁が定める。

3 第十六條第二項に規定する都道府縣の人権擁護委員協議会連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務總裁に意見を述べることが出来る。

(委員の資格)

第五條 人権擁護委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)は適用されない。

(委員の推薦)

第六條 人権擁護委員は、法務總裁が委嘱する。

2 前項の法務總裁の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、経道府縣知事、当該都道府縣の区域内の弁護士会及び当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務總裁に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格健全高く、広く社会の輿情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者を推薦しなければならない。

4 人権擁護委員の推薦及び委嘱に當つては、すべての國民は平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分、門地又は第七條第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されてはならない。

5 法務總裁は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその關係住民に周知せしめるよう、適當な措置を採らなければならない。

(委員の欠格條項)

第七條 左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることとはできない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁以上上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 前号に該当する者を除く外、人権の侵犯に當る犯罪行為のあつた者

四 日本國憲法施行の日以後にお

○委員(候補委員) 本案に対する賛否はありまじせんすか。

遠山 丙市 鬼丸 義實
松井 道夫

(委員の使命)
第二條 人権擁護委員は、國民の基

を聞いて、行わなければならない

四 日本國憲法施行の日以後にお

いて、日本國憲法又はその下に
成立した政府を暴力で破壊する
ことを主とする政党的その他の團
体を組織し、又はこれに加入し
た者。

2 人権擁護委員が、前項各号の一
に該当するに至つたときは、当然
失職する。

(委員の給與)
第八條 人権擁護委員には、給與を
支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定める
ところにより、予算の範囲内で職
務を行うために要する費用の弁償
を受けることができる。

(委員の任期)
第九條 人権擁護委員の任期は、二
年とする。

(委員の職務執行区域)

第十條 人権擁護委員は、その者を
推薦した市町村長の管轄する区域
内において、職務を行うものとし
る。但し、特に必要がある場合に
おいては、その区域外において
も、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第十一條 人権擁護委員の職務は、
左の通りとする。

一 自由人権思想に関する啓蒙、
及び宣傳をなすこと。

二 民間における人権擁護運動の
助長に努めること。

三 人権侵害事件につき、その救
済のため、調査及び情報収集の
報告、関係機関への勧告等適切
な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助その他
その人権擁護のため適切な救済

方法を講ずること。
五 その他人権の擁護に努めるこ
と。

(委員の職務)

第十二條 人権擁護委員は、その使
命を自覚し、常に人格識見の向上
とその職務を行う上に必要な法律
上の知識及び技術の修得に努め、
積極的態度をもつてその職務を遂
行しなければならない。

2 人権擁護委員は、その職務を執
行するに当つては、関係者の身上
に関する秘密を守り、人権、信條、
性別、社会的身分、門地又は政治
的意見若しくは政治的所属関係に
よつて、差別的又は優先的な取扱
をしてはならない。

第十三條 人権擁護委員は、その職
務上の地位又はその職務の執行を
政令又は政治的目的のために利用
してはならない。

2 人権擁護委員は、その職務を公
正に行うのにふさわしくない事業
を営み、又はそのような事業を営
むことを目的とする会社その他の
団体の役員となつてはならない。

(委員の監督)

第十四條 人権擁護委員は、職務に
關して、法務総裁の指揮監督を受
ける。

(委員の解職)

第十五條 法務総裁は、人権擁護委
員が、左の各号の一に該当するに
至つたときは、関係都道府縣人権
擁護委員協議会連合会の意見を聞
き、これを解職することができる。
一 職務上の義務に違反し、又は

職務を怠つた場合。
二 心身の故障のため、職務の遂
行に支障があり、又はこれに堪
えない場合。

三 人権擁護委員たるにふさわし
くない非行のあつた場合。
2 前項の規定による解職は、当該
人権擁護委員に、解職の理由が説
明され、且つ、弁明の機会が与え
られた後でなければ行うことができ
ない。

(協議会及び同連合会)
第十六條 人権擁護委員は、法務総
裁が各都道府縣の区域を数個に分
けて定める区域ごとに、人権擁護
委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府
縣ごとに人権擁護委員協議会連合
会を組織する。

(協議会の任務)

第十七條 人権擁護委員協議会の任
務は、左の通りとする。

一 人権擁護委員の職務に関する
連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に關し必
要な資料及び情報の収集をする
こと。

三 人権擁護委員の職務に關する
研究及び意見の発表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に
は、関係機関に対し意見を述べ
ること。

五 その他人権擁護上必要と認め
る事項を行うこと。

2 人権擁護委員協議会は、定期的
に、又は必要に応じて、その業績
を当該都道府縣人権擁護委員協議
会連合会に報告しなければならない

(連合会の任務)
第十八條 都道府縣人権擁護委員協
議会連合会の任務は、左の通りと
する。

一 人権擁護委員協議会の任務に
關する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に關し必
要な資料及び情報の収集をする
こと。

三 人権擁護委員の職務に關する
研究及び意見の発表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に
は、関係機関に対し意見を述べ
ること。

五 その他人権擁護上必要と認め
る事項を行うこと。

2 都道府縣人権擁護委員協議会連
合会は、定期的に、又は必要に応
じて、その業績を法務総裁に報告
しなければならない。

(委員の表彰)
第十九條 法務総裁は、人権擁護委
員、人権擁護委員協議会又は都道
府縣人権擁護委員協議会連合会
が、職務上特別な功勞があると認
めるときは、これを表彰し、その
業績を一般に周知せしめることに
意を用いなければならない。

第二十條 この法律の実施のための
手続、その他その執行について必
要な事項は、命令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月
一日から施行する。

2 人権擁護委員令(昭和二十三年
政令第六十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に人権擁
護委員令による人権擁護委員の職
にある者は、この法律の規定によ
り人権擁護委員を委嘱されたもの
とみなし、その任期は、この法律
施行の日から起算するものとし
る。

4 法務総裁は、都道府縣人権擁護
委員協議会連合会が組織せられる
までは、第六條第二項又は第十五
條第一項の規定にかかわらず、都
道府縣人権擁護委員協議会連合会
の意見を聞かずに、人権擁護委員
の委嘱及び解職を行うことができ
る。

犯罪者予防更正法案
犯罪者予防更正法
目次
第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 更正保護委員会
第一節 委員会の設置及び組織
(第三條・第十五條)
第二節 委員会の権限(第十六條
— 第十九條)
第三章 更生の措置
第一節 仮釈放(第二十八條—
第三十二條)
第二節 保護観察(第三十三條
— 第四十二條)
第三節 保護観察の終了等(第四
十三條— 第四十八條)
第四節 処分の審査(第四十九條
— 第五十一條)
第五節 雜則(第五十二條— 第
六十條)
附則

七

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥當な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。

2 すべて國民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ應分の寄与をするように努めなければならない。

（定義）

第二條 この法律で「青少年」とは、十四歳以上で二十三歳に満たない者をいい、「成人」とは、二十三歳以上の者をいう。

第二章 更正保護委員会

第一節 委員会の設置及び組織（委員会の設置）

第三條 この法律の目的を達成するため、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定により、法務府の外局として、中央更正保護委員会（以下「中央委員会」という。）を置き、中央委員会の地方支部局として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会（以下それぞれ「地方少年委員会」と又は「地方成人委員会」という。）を置く。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表による。

（中央委員会の組織）

第四條 中央委員会は、委員五人で組織する。

2 前項の委員は、両議院の同意を経て、法務総裁が任命する。

3 中央委員会に、委員長一人を置く。委員長は、委員の中から法務総裁が命ずる。

（委員の資格）

第五條 中央委員会の委員は、特にその職務を遂行するに適當な教養、経歴、學識及び人格を有する者でなければならない。

2 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。

3 中央委員会の委員は、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

（委員の任期及び職務）

第六條 中央委員会の委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができ

3 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三章第七節（服務）の規定は、中央委員会の委員に準用する。

（委員の解任）

第七條 中央委員会の委員が、第五條第二項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

2 中央委員会の委員の一人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法

務総裁は、その委員を解任する。

3 中央委員会の委員の二人以上が、同時に新たに政党に所属し又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が二人になるまで、新たにその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

4 中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができなかつた場合又は職務上の義務に違反し、若しくは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することができる。

5 中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を与えられた後でなければ、解任されることはない。その解任は、両議院の同意を経なければならない。

（委員長の職務）

第八條 中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

（議決その他）

第九條 中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

3 中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審

理は、委員会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

4 前項の指名を受け、調査、審問又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見を付けて、委員会に報告しなければならない。

（地方委員会の組織）

第十條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員三人で組織する。

2 前項の委員（以下「地方委員」という。）は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

3 各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長一人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

（地方委員の資格）

第十一條 第五條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

2 地方委員は、各委員会につき、二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

（地方委員の任期）

第十二條 第六條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

及及び各地方成人委員会について、二人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が一人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

（地方の委員長の職務）

第十四條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

2 前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会の委員長があらかじめ定めておいた順序により、各委員会の地方委員が代理する。

（議決その他）

第十五條 第九條の規定は、地方少年委員会及び地方成人委員会に準用する。

（中央委員会の権限）

第十六條 中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第四号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するものではない。

一 この法律で定める保護観察の制度を管理し、保護観察の実施に關する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。

二 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律

第四條 中央委員会は、委員五人で組織する。

に、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法

3 中央委員会がその権限として行うことのできる調査、審問又は審

2 法務総裁は、各地方少年委員会

二 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律

で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に関する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。 三 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の実施並びにこれらに関する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出をすること。 四 犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発進を促進し、援助すること。 五 地方少年委員会及び地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。 六 地方少年委員会及び地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。 七 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の人事、組織及び予算に関する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。 八 犯罪者の素行、人格、行状、環境、教化、輔導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。 九 犯罪者の改善及び更生に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練すること。 十 その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項。	2 中央委員会は、国家行政組織法第十三條の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分の審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。 3 中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業務について、法務総裁を経て、内閣に年報を提出しなければならない。 4 中央委員会は、第一項第四号及び第八号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官廳、地方公共団体、學校、病院その他公私の機關の利用に供さなければならぬ。 5 中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経て関係各大臣に對し、又はその他の行政官廳及び地方公共団体に對し、意見を述べ、又は勧告をすることができ、	三 その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項。 2 地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。 一 成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。 二 成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。 三 その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項。 3 地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八條及び第三十條にいう行政官廳として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出場を許可権限を有する。 4 地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓蒙指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。	援助及び協力を求めることができる。 （司法保護委員） 第十九條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。 第三節 事務局及びその職員 第二十條 中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。 一 総務部 二 少年部 三 成人部 第二十一條 総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 人事、会計及び庶務に関する事務 二 恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務 三 犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法的科学的な調査研究に関する事務 3 少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。 4 成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。	5 第一項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。 （地方少年委員会の事務局） 第二十一條 地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方少年委員会に、その事務局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。 2 地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。 3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。 （地方成人委員会の事務局） 第二十二條 地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。 2 地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。 3 中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。 （職員）
--	---	---	---	--

第二十三條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務

部局に、事務官、調査官、保護観察官及びその他所要の補助職員を置く。

2 事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。

3 調査官は、上官の命を受けて、科学的調査に従事する。

4 保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格審査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。

5 第一項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の任用)

第二十四條 前條第一項の職員は、國家公務員法の規定により任用する。

2 調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更生に關係のある科学について相當な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に關する事務、社会事業若しくは教育について相當な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相當する者の中から、任用しなければならぬ。

(中央事務部局の長)

第二十五條 中央委員会の事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各部に部長を置き、事務官の中から命ずる。部長は、事務局長の

指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

(地方の少年事務部局の長)

第二十六條 各地方少年保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各少年保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

(地方の成人事務部局の長)

第二十七條 各地方成人保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各成人保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

第三章 更生の措置

第一節 仮釈放

(施設の長の通告義務)

第二十八條 監獄の長は、受刑者が刑法第二十八條又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十八條に掲げる期間を経過したとき、中央委員会の定める規則に従い、これを地方少年委員会又は地方成人委員会に通告しなければならない。少年院の在院者が在院六月に及んだとき、少年院の長についても同様とする。

(仮釈放の審理)

第二十九條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、受刑者又は勞務場に留置中の者について監獄の長から、在院者について少年院の長の申請があつた場合には、仮出獄、仮出場又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わなければならない。但し、その申請が方式に違反し、又は法律上の要件を欠くときは、審理を行わせないで、決定をもつて、これを却下することができる。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前條の規定による通告があつた者については、前項の申請がない場合においても、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わなければならない。但し、この場合には、あらかじめ、監獄の長又は少年院の長の意見を求めなければならない。

3 前二項の審理は、本人の人格、在監在院中の行狀、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族關係その他の關係事項を調査して、行うものとする。

(面接)

第三十條 前條の規定により仮出獄又は仮退院の許可についての審理

を行う委員は、みづから本人に面接し、本人の收容されている施設の長又はその他の職員をこれに立ち合わせ、その意見を聞かなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(仮釈放の処分)

第三十一條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不相当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならない。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項又は第二項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める範圍内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(遵守事項の指示)

第三十二條 監獄又は少年院の長は、前條第二項の決定(仮出場を許す決定を除く。)により受刑者又は在院者を釈放するときは、本人に対し、書面で、仮出獄又は仮退院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守

する旨を誓約させなければならない。

2 前條第三項但書の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 保護観察

(保護観察の対象及び期間)

第三十三條 左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

一 少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者

二 少年院からの仮退院を許されている者

三 仮出獄を許されている者

四 刑法第二十五條ノ二の規定により、遵守すべき事項を定めて刑の執行を發予されている者

2 前項の規定は、保護観察の期間が、言い渡された期間、大赦、特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第五十九條第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八條第一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

3 第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

4 前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

(保護観察の目的及び遵守事項)

第三十四條 保護観察は、保護観察に付されている者を、第二項に規

2 各部に部長を置き、事務官の中
から命ずる。部長は、事務局長の

二十三年法律第六十八号)第五
十八條に掲げる期間を経過したと

第三十條 前條の規定により仮出獄
又は仮退院の許可についての審理

べき事項を指示し、且つ、署名又
は押印をもつて、その事項を遵守

第三十四條 保護観察は、保護観察
に付されている者を、第二項に規

定する事項を遵守するように指導
監督し、及びその者に本来自助の
責任があることを認めてこれを補
導援助することによつて、その改
善及び更生を図ることを目的とす
る。

2 保護観察に付されている者は、
第三十一條第三項若しくは第三十
八條第一項の規定により地方少年
委員会若しくは地方成人委員会が
定めた遵守事項又は刑法第二十五
條ノ二の規定により裁判所が定め
た遵守事項のほか、左に掲げる事
項を遵守しなければならない。
一 一定の住居に居住し、正業に
従事すること。
二 善行を保持すること。
三 犯罪性のある者又は素行不良
の者と交際しないこと。
四 住居を轉じ、又は長期の旅行
をするときは、あらかじめ、保
護観察を行う者の許可を求める
こと。

(指導監督の方法)
第三十五條 保護観察において行
指導監督は、左に掲げる方法によ
る。
一 保護観察に付されている者と
適当に接触を保ち、つねにその
行状を見守ること。
二 保護観察に付されている者に
対し、前條第二項に規定する事
項を遵守させるため、必要且つ
適切と認められる指示を與える
こと。
三 その他本人が社会の順良な一
員となるように必要な措置を採
ること。

(補導援助の方法)
第三十六條 保護観察において行
補導援助は、左に掲げる方法によ
る。
一 教養訓練の手段を助けるこ
と。
二 医療及び保養を得ることを助
けること。
三 宿所を得ることを助けるこ
と。
四 職業を補導し、就職を助ける
こと。
五 環境を改善し、調整するこ
と。
六 更生を遂げるため適切と思わ
れる所への居住を助けること。
七 その他本人の更生を完成させ
るために必要な措置を採るこ
と。

第三十七條 保護観察は、保護観察
に付されている者の住居地(住居
が定まらないときは、現在地とす
る。)を管轄する地方少年委員会
又は地方成人委員会がつかさど
る。

2 地方少年委員会は、保護観察に
付されている者が二十三歳に達し
た場合において、その者の保護観
察を地方成人委員会に移送するこ
とが保護観察の目的に適合しない
と認めるときは、決定をもつて、
一年を越えない期間を限り、その
移送をしないことができる。この

第三十八條 少年法第二十四條第一
項第一号の保護処分があつたとき
は、その処分を受けた者の保護観
察をつかさどる地方少年委員会
は、決定をもつて、中央委員会の
規則の定める範囲内で、その者が
保護観察の期間中遵守すべき特別
の事項を定めなければならない。
2 地方少年委員会は、前項の決定
をしたときは、本人に対し、書面
で、保護観察の期間中遵守すべき
事項を指示し、署名又は押印をも
つて、その事項を遵守する旨を誓
約せなければならない。
3 第三十一條第三項但書の規定
は、前二項の場合に準用する。

(執行機関)
第三十九條 保護観察において行
指導監督及び補導援助は、保護観
察官又は司法保護委員をして行
わせるものとする。
(應急の救護)
第四十條 地方少年委員会及び地方
成人委員会は、保護観察に付され
ている者が、負傷若しくは疾病の
ため又は適当な宿泊所、住居若し
くは職業がないため、更生を妨げ
られる虞がある場合には、その者
が公共の衛生福祉その他の施設か
ら医療、食事、宿泊、職業その他
必要な救護を得るように、これら
の施設は、その施設について定め

られた規則及び責任の範囲内で、
利用されなければならない。
2 必要と思われる應急の救護が、
前項の規定により得られない場合
には、地方少年委員会又は、地方
成人委員会は、その救護を行い、
これに必要な費用を予算の範囲内
で支拂うものとする。
(呼出、調査、質問)
第四十一條 地方少年委員会及び地
方成人委員会は、いつでも、保護
観察に付されている者を呼び出
し、質問することができる。

2 地方少年委員会及び地方成人委
員会は、保護観察のため必要と認
めるときは、保護観察官又は司法
保護委員をして、関係人につい
て、必要な調査又は質問をさせる
ことができる。
3 保護観察官又は司法保護委員が
前項の規定により調査質問をする
場合には、その身分を示す証書を
携帯し、且つ、関係人の請求があ
るときは、これを呈示しなければ
ならない。
(家庭裁判所への通告等)
第四十二條 地方少年委員会は、少
年法第二十四條第一項第一号の保
護処分を受けた者について、新た
に同法第三條第一項第三号に掲げ
る事由があると認めるときは、本
人が二十歳以上である場合におい
ても、家庭裁判所に通告すること
ができる。

2 前項の規定により地方少年委員
会の通告があつたときは、その通
告された者は、少年法第二條第一
項の規定にかかわらず同法の少年
とみなして、同法第二章の規定を

適用する。
3 家庭裁判所は、前項の少年に対
して少年法第二十四條第一項第一
号又は第三号の保護処分をするこ
ときは、保護処分の決定と同時に、
本人が二十三歳を越えない期間内
において、保護観察の期間又は少
年院に收容する期間を定めなけれ
ばならない。
4 前項の規定により保護観察の期
間が定められた者については、第
三十三條第三項の規定は適用しな
い。

第三節 保護観察の終了等
(仮退院者に対する措置)
第四十三條 二十三歳に満たない仮
退院中の者が、遵守すべき事項を
遵守しなかつたとき、又は遵守し
ない虞があるときは、その者の保
護観察をつかさどる地方少年委員
会は、その者を送致した裁判所に
対し、本人が二十三歳に達するま
で、一定の期間、これを少年院に
戻して收容すべき旨の決定の申請
をすることができる。その裁判所
のなす決定は、審理を経た後にす
るものとし、その審理については、
少年院法(昭和二十三年法律
第六十九号)第十一條第三項の
例による。

2 二十三歳以上の仮退院中の者に
ついて、少年院法第十一條第五項
の事由があるときは、その者の保
護観察をつかさどる地方成人委員
会は、その者を送致した裁判所に
対し、本人が二十六歳に達するま
で、精神に著しい故障がある間、
これを医療少年院に戻して收容す
べき旨の決定の申請をすることが

一

警察官が司法警察官として行つてもとする。

のと認めるときは、その者の現在地又は最後の住所を管轄する地

青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会

けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければ

て、相談させることができる。
(刑執行停止中の者の保護)

第五十三條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第四百八十二條又は第四百八十二條の規定により刑の執行を停止されてい

る者について、檢察官の請求があるときは、その者に対し、適當と認める指導監督及び補導保護の措置を採ることが出来る。

2 第三十七條第一項、第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(恩赦の申出)

第五十四條 中央委員会は、法務總裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ、本人の性格、行狀、違法の行爲をする處があるかどうか、本人に対する社会の感情その他關係のある事項について、調査をしなければならぬ。

2 在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が、社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならぬ。

(關係人の呼出)

第五十五條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に關する事項の調査について必要があるときは、日時及び場所を指定して、關係人を呼び出し、審問をすることが出来る。

2 前項の呼出に應じない者に対しては、更にこれを呼出すことができる。

第五節 法務委員会會議第八号

昭和二十四年四月二十七日【參議院】

3 前項の規定により再度の呼出を受けた者が、正当な理由がなくその呼出に應じないときは、五千円以下の過料に処する。

(費用の支給)

第五十六條 前條の規定による呼出に應じた者に対しては、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。

(記録、意見書等の請求)

第五十七條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に關する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、檢察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

(記録の保管)

第五十八條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に關してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に關してなした決定並びに第四十八條の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2 前項の記録は、閲覧を求める者があるときは、その閲覧に供さなければならぬ。但し、本人の更生を妨げ、又は關係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。

(默秘権)

第五十九條 中央委員会、地方少年

委員会及び地方成人委員会の職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更生を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に關するものに限り、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く)その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称
地方少年委員会及び地方成人委員会の位置

關東地方少年保護委員会
近畿地方少年保護委員会
中部地方少年保護委員会
中国地方少年保護委員会
九州地方少年保護委員会
東北地方少年保護委員会
北海道地方少年保護委員会
北海地方少年保護委員会
四國地方少年保護委員会

東京市
大阪市
名古屋市
廣島市
福岡市
仙台市
札幌市
高松市

地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
東京高等裁判所の管轄区域
大阪高等裁判所の管轄区域
名古屋高等裁判所の管轄区域
廣島高等裁判所の管轄区域
福岡高等裁判所の管轄区域
仙台高等裁判所の管轄区域
札幌高等裁判所の管轄区域
高松高等裁判所の管轄区域

犯罪者予防更生法施行法案
犯罪者予防更生法施行法
第一條 中央更生保護委員会は、昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)第四條第一項の規定にかかわらず、委員三人で組織する。

地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、同法第六條第一項及び第十二條の規定にかかわらず、各委員会について、三人のうち一人は二年、一人は三年、一人は四年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、法務總裁が定める。
第二條 昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法第二十一條及び第二十二條の規定にかか

(費用の徴收)
第六十條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十條第二項(第五十三條第二項)において準用する場合を含む。)の規定により支拂つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴收しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴收は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長

(特別区の区長を含む。以下同じ。)に囑託することができる。
3 政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴收を囑託した場合においては、その徴收金額の百分の四に相当する金額を、その市町村(特別区を含む。)に交付しなければならない。

附則
この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

第五部 法務委員会會議録第八号

昭和二十四年四月二十七日【参議院】

予防更生法第三十條の規定にかかわらず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面談しないことができる。

2 前項の規定により委員が本人に面談しない場合においては、その委員は、本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面談を依頼し、その面談の結果を報告させなければならない。

第四條 この法律施行前、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十四條第一項第一号の保護処分(旧少年法(大正十一年法律第四十二号)の規定により保護処分)に付され、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含む。を受け、現に観察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許され、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

2 この法律施行の際、現に仮出獄中の者及びこの法律施行前、十八歳に満たないとき、徴役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、現に猶予中の者についても、前項と同様とする。

第五條 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項第四号中「刑事被告人及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「刑事被告人、引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。
第九條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル

者ニ之ヲ準用シ」を「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。
第六十七條を次のように改める。
第六十七條 削除

第六條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「檢察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第十三條中「檢察官に特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を交付し、これを本人に下付させなければならない」を「特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を本人に下付しなければならない」に改める。
第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七條 少年法の一部を次のように改正する。
第六十九條を削る。

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。
第九條 少年審判所令(昭和二十三年政令第九十六号)は、廃止する。

第七條 この法律施行の際、現に少年審判所の職員に在る者(休職中のものを含む)は、別に辭

令を発せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護観察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて(休職中のものは休職のまま)それぞれ任用されたものとする。

2 前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和二十四年八月三十一日限り、その効力を失うものとする。

第十一條 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。
十三の三 中央更生保護委員会の委員。

第二條第一項及び第七條中「第十三号の二」を「第十三号の三」に改める。

別表中「全國選挙管理委員会委員」を「全國選挙管理委員会委員」を「中央更生保護委員会委員」に改める。

附則

この法律は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。

昭和二十四年五月一九日印刷

昭和二十四年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局